

令和8年 第4回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年4月10日（金）

午後4時00分から午後4時45分

場所：宇城市役所3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	欠	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	吉利 健	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

吉富 訓生

農地利用最適化推進委員

早川 一伸

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後4時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第21号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第7 議案第22号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第8 議案第23号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について

開 会 (午後 4 時 00 分) 副会長の号令による起立、礼

事務局長 ただ今から、令和 8 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しますことを報告致します。

開会にあたりまして、百家会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、また足元が悪い中、ご出席をしていただきまして有難うございます。

新年度に入り職員の異動があり新しく農業委員会へ来られたお二人におかれましては今後、どうぞよろしく申し上げます。なお今月の小川地区の勉強会は、来月に行いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 それでは、これより令和 8 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開催致します。議事に入ります前に日程第 5、議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について申請人から取り下げの申し出があったため、事務局より議案の取り扱いについて説明をお願いします。

事務局 先月の総会で保留となっております日程第 5、議案第 20 号申請番号 6 番につきましては、今回申請取り下げとなりました。申請番号の繰り上げは行いませんので、本日の議案第 20 号は申請番号 1 番から 5 番、7 番から 9 番となりますのでよろしくお願い致します。以上です。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、7 番、橋本孝博委員、8 番、山田哲郎委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思っておりますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 18 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の3ページになります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和8年4月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、	三角2	山本委員より
申請番号2番は、	三角3	松下委員より
申請番号3番は、	2番	五嶋委員より
申請番号4番は、	不知火1	上田委員より
申請番号5番は、	6番	河野委員より
申請番号6番は、	9番	坂本委員より
申請番号7番は、	小川1	森田委員より
申請番号8番は、	小川4	河島委員より

それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員

1番について説明いたします。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地は洋蘭栽培農家による取得であり、何ら問題はありません。ご審議お願いします。

松下推進委員

申請番号4-2についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人は大阪で、父から今回の農地を含めた遺産を継いで、その農地を地元の人に売りたいと相談がありました。受人は不動産関係の会長であり、昔からいろんな土地も買われておりますが、今回の場所の周りは畑で、そこは9反近くの土地が荒れており現地を見に行きましたが、ほとんど山林みたいなところでした。そこに重機を入れて改植してみかん畑にするそうです。なんら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

五嶋委員

申請番号4-3について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買になります。現地は国道に竹藪を挟んで隣接しており、国道側半分は今年の夏までイチゴ農家に貸して、残りの半分は20年ほど前から何も作っておられませんでした。そのイチゴ農家の方が管理されておりました。昨年その農家の方が離農されたのをきっかけに、買う人を探されてお

り、先ほどの4-2と同じ方に知人を介して紹介され売買の成立となりました。みかんを植えるということで、苗も準備もされており何ら問題はないと思います。審議のほうよろしく申し上げます。

上田推進委員 申請番号4-4について説明致します。申請事由は新規就農による土地の貸し借りです。借人は3月に県立農大を卒業され、やる気満々の新規就農者です。実家の両親も果樹農家をされており、果樹と落葉果樹であるブドウをされています。ゆくゆくは集約とかも考えられていて、家の近くの遊休農地があり、そこも含めて集約してから露地野菜とかもされると聞いています。なんら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

河野委員 5番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈与となっています。渡人の方が高齢で、管理ができないということです。隣の耕作者の受人の方に相談し、贈与の話になっています。何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

坂本委員 4-6についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。今回の渡人、受人は親戚関係でして、今回の土地は受人の父、祖父の時代から代々耕作されていました。今回、経営規模拡大による売買となりますが、本人は専業農家で施設園芸が主となります。何ら問題はないと思います。ご審議をどうぞよろしく申し上げます。

森田推進委員 4-7について説明致します。詳細は記載のとおりですが、3月7日に受人とは別の方が来られ、現地でも1時間程度、話をしました。(案件の場所)一帯で売りたい人が多数いるということですが、渡人はその中の一人です。その方の親が亡くなり、財産を引き継ぎ、その土地を売りたいということです。現地は山に囲まれた地で、問題は無いんですけど、受人と最初に話しに来た人が違う人物だったので、私もいろいろ考えたところですが、事務局が問い合わせたところ話に来た人と受人は同一じゃないか、ということでした。今は会社の形態とか、会社名が変わるといったこともあるので、土地の売り買いの時には、その辺の説明を最初にして欲しいなと思ったところでした。現地は何も問題は無いので、ご審議よろしく申し上げます。

河島推進委員 4-8についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。受人と渡人は知人同士であることから今回の売買の話がまとまったようです。受人は現在、大規模に稲作をされており、所有権移転後は水稻栽培をされる予定です。何ら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 只今、申請番号1番から8番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(事務局挙手)

議 長 事務局お願い致します。

事務局 先ほど、申請番号7番について森田委員からの内容について事務局から説明させていただきます。受人である法人の代表者が最初に森田委員と話された方、本人でございます。以上です。

議 長 有難うございます。他にどなたか意見はありませんか。
富武委員お願いします。

富武推進委員 4-7の件についてですが、内容が経営規模拡大とありまして規模が1反2畝程度ですが、これは何を作られるのでしょうか。

議 長 杉田委員お願いします。

杉田推進委員 作物は主に、干し柿をされております。

議 長 有難うございます。他にどなたかございませんか。

議 長 意見も無いようですので、議案第18号の申請番号1番から8番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第18号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から8番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第4、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第19号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の6ページになります。議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和8年4月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、

7番 橋本委員より

申請番号2番は、

8番 山田委員より

それぞれ説明を求めます。

橋本委員

申請番号4-1について説明します。詳細は記載のとおりです。申請者は自分の土地に米乾燥機の倉庫を建てるということで、場所については総会資料にありますけれど、このビニールハウスの半分くらいを農業用倉庫として使うという申請がありました。何ら問題ないと思いますので審議のほうよろしくお願いします。

山田委員

申請番号4-2について説明致します。詳細は記載のとおりでございます。転用事由が共同住宅ということですが、排水同意、隣接同意も取られており何ら問題は無いかと思います。現在すでに砂利が敷かれたりしておりますので、始末書が添付されています。以上です。

議 長

ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農振農用地区内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長

只今、申請番号1番及び2番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第19号の申請番号1番及び2番について承認

される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 19 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 20 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 8 ページになります。議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 8 年 4 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、 6 番 河野委員より

申請番号 2 番は、 7 番 橋本委員より

申請番号 3 番及び 4 番は、 松橋 5 上村委員より

申請番号 5 番は、 小川 3 吉川委員より

申請番号 7 番及び 8 番は、 小川 4 河島委員より

申請番号 9 番は、 1 2 番 北岡委員より

それぞれ、説明を求めます。

河野委員 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が特定建築条件付売買予定地となっております。予定地に 2 戸建築予定だということです。排水同意、隣接同意取られております。問題ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

橋本委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由としては、資材置場並びに駐車場ということです。受人は、この栗畑に隣接する場所に事務所があり、そこ（栗畑）を譲ってくれということで申請がありました。何ら問題は無いと思えます。駐車場はクラッシュランを入れるという

ことです。隣接同意の許可も取っておりますので問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

上村推進委員 4-3について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は個人住宅となっております。排水同意、隣接同意も取られており、特に問題ないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして4-4について説明致します。詳細は記載のとおりでございます。転用目的は資材置場ということになっています。受人は土木会社を運営されており、その資材置場として使用されるということです。隣接同意等も取られておりますので特に問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。以上です。

吉川推進委員 4-5についてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は駐車場ということです。渡人は親の土地を引き継いでおられ、そこを受人が駐車場として使いたいということで、地元地区にも説明されて了解されております。審議の方よろしくをお願いします。

河島推進委員 申請番号4-7についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は資材置場となっております。この申請は以前、貸人と借人との間で転用の申請がなされておりましたが、その後、期間が過ぎ、切れており今回の永年の賃貸借の申請となっております。一時転用後の期間が過ぎていたとのこともあり、始末書も添付されております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

引き続き申請番号4-8についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。貸人と借人は親子関係でございます。借人は市外で農業関係の仕事に就いておられます。結婚もし子供もできたこともあり、今回の申請を機に実家に戻り、両親と一緒に農業を頑張っていると考えています。大変素晴らしいことではないでしょうか。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

北岡委員 4-9について説明致します。詳細は記載のとおりです。これは皇室への献上米を作付け及び神事を行うために必要な農地を一時転用し、造成及び施設整備を行うものであります。土地の選定理由としては、当該農地は令和8年度宇城市地域献穀事業において式典会場および献穀田として供する農地であります。

本事業では宮中祭祀の新嘗祭に献上する米を作付けするとともに、稲作の生育に応じて神事を年に4回行います。当該農地は新嘗祭における献穀田の要件である圃場に生活排水が混入しないこと、国道・県道などの大きな道路に隣接しないことなどの要件を満たしていることから当該農地を選定し献穀田及び献穀事業の会場とすることに至りました。耕作者は専業農家の若手後継者であり問題ないと思われれます。以上です。

議 長 只今、申請番号1番から5番、7番から9番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

事務局 事務局より検討事項の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 すいません。よろしくお願いします。

事務局 それでは、検討事項の説明をさせていただきます。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。
申請番号1番及び8番は10ha以上の規模の一団の農地の区域にある1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。
申請番号2番から5番及び7番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。
申請番号9番は農振農用地区域内にある農地ではありますが、1年間の一時転用となり農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。以上です。

議 長 只今、申請番号1番から5番、7番から9番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第20号の申請番号1番から5番、7番から9番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

有難うございます。全員挙手です。よって、議案第20号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番、7番から9番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第6、議案第21号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第21号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 13 ページになります。議案第 21 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 8 年 4 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第 21 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 21 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題と致します。

議案第 22 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 38 ページになります。議案第 22 号農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 4 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明させていただきます。議案の 38 ページから 40 ページです。

今月は、農業公社の買い入れが 3 件、売り渡しが 3 件です。合計面積は、6

件中、田が 12,515 ㎡、畑が 845 ㎡、合計 13,360 ㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 22 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって議案第 22 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 23 号「農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について」を上程し、議題といたします。
議案第 23 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 42 ページになります。議案第 23 号農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条第 1 項の規定により、農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか、農業委員会の意見を求める。
令和 8 年 4 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第 52 条第 1 項の規定により、農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案の 43 ページです。農地法改正により、標準小作料制度が廃止され各農業委員会が賃借料の目安になるものを調査し、実勢の賃借料の情報を提供することになりましたので、農地法第 52 条第 1 項の規定に基づき提案するものです。43 ページの賃借料情報につきましては、宇城市における令和 7 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料の 10a あたりの平均額をもとに、地域の実情を勘案した額となっております。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 それでは案件について何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 中塘委員をお願いします。

中塘推進委員 賃借料情報についてご質問致しますが、先日、現地検討会において、このデータには、現物は入っていないという説明を受けました。これはあくまで、10a当たりの現金による賃借料のみのデータだとお聞きしました。昨年、私が言うのは良いとか悪いとかではなく、データというのは昨年は現物で行われた場合、35,000円近くで行われた賃借料も多々あったと思います。それで地権者と耕作者とでトラブルがあったような話をお聞きしましたので、今年度の賃借料の平均を出す時に、はたして、この金額で農業委員会が出しましたとなると、「11,800円です」と言ってお農家が押し切るような考え方も出てくると思います。やっぱり賃借料情報というのは現物も含めた上で、これも加味した上での金額が妥当ではないかと考えますがいかがでしょうか。

議長 事務局からお願い致します。

事務局 現物を加味しては、というご質問だと思うのですが、現物がいくらかという想定を昨年の当初にしてあげれば、算入できるかなというところなんですけど、現物をいくかにするかとこのところ、かなり額が変わってくると思います。その時点で現物をいくかにするかが想定できなかったのも、今回は金銭のやり取りのみを対象として提示させていただいております。

中塘推進委員 じゃあ、農業委員会で1俵あたりをこのくらいにしましょうという金額が出れば加味するという風に理解してよろしいでしょうか。

事務局 1俵あたりいくらというのを示していただければ確認できれば、加味して計算することは可能かと思えます。

河野委員 これは、今の時期に決めるわけですね。そしたら米の価格が今年いくらになるか誰も分からないですね。(昨年は)34,000円したから揉め事が起きたんだと思います。10年前とか、1万円しない時期もあったじゃないですか。その時はそんな話はなくて、(米の価格が)高くなったからそんな話が出てくるのかなと思います。だから、現物は現物として見ていかないと、毎年毎年値段が変わっていくわけだから。お金でやり取りする1反あたりの賃借料の目安がこのくらいですよ ということで、あくまでもこれは、拘束力は無いですね。ですからそういうことで理解していただけたらなと思います。

議長 有難うございます。そういう風に理解してもらってよろしいでしょうか。

中塘推進委員 はい。

議長 有難うございます。他にどなたか意見はありませんか。

上村推進委員 現物の金額は、その年その年で変わっていくわけですから、例えば現物であれば1反あたり1俵とか、金額であれば1反あたり12,000円とか、そういう風に書いたらどうなのでしょう。現物の場合1反あたり何俵が平均ですよ、とかを割り出して書けば、現物と現金となりますから借られている方、貸している方が現物でもらうか、現金でもらうか、となりますので、両方を書いたらいかがでしょうか。以上です。

議 長 有難うございます。今も意見として検討させていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。
他に何かありませんでしょうか。

議 長 意見もないようですので、議案第23号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって議案第23号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了致しました。
これをもちまして、令和8年第4回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 (午後4時45分) 副会長の号令による、規律、礼。

